外用薬		
品名	規格単位	薬価 円
（あ）		
アロステムシート	5㎝×5㎝1枚	182,096.00
ヒドスチラヂリン膀胱内注入液	20mL1瓶	2,327,036.90

○厚生労働省告示第二百六十六号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十二条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年七月十五日から適用する。

令和八年七月十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第1	**別表第1**
第1部～第3部　（略）	第1部～第3部　（略）
第4部　追補　(1)	（新設）
注射薬	
品名　規格単位	
（あ）	
アルギニン点滴静注30ｇ「ＡＹ」　10％300mL1袋	
（さ）	
㊞ 生理食塩液「ＡＹ」　500mL1袋	
（な）	
ナファモスタットメシル酸塩注射用10mg「ＡＹ」　10mg1瓶	
ナファモスタットメシル酸塩注射用50mg「ＡＹ」　50mg1瓶	
ナファモスタットメシル酸塩注射用100mg「ＡＹ」　100mg1瓶	
ナファモスタットメシル酸塩注射用150mg「ＡＹ」　150mg1瓶	
（は）	
㊞ ブドウ糖注射液「ＡＹ」５％　５％500mL1袋	
ヘパリンカルシウム注1万単位／10mL「ＡＹ」　10,000単位10mL1瓶	
ヘパリンカルシウム注5万単位／50mL「ＡＹ」　50,000単位50mL1瓶	
別表第2	**別表第2**
第1部～第3部　（略）	第1部～第3部　（略）
第4部　追補　(1)	第3部　追補　(1)
（略）	（略）

○厚生労働省告示第二百六十七号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年七月十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎